

## 勧誘及び取引開始基準

### 勧誘開始基準

株式会社 coinbook（以下、「当社」といいます。）は、  
以下の基準を満たす利用者に対して勧誘を開始することができるものとします。

- 1 日本国内に居住する者であること（但し、米国国籍及び米国市民権を有さない者に限る）
- 2 年齢が満18歳以上73歳以下の行為能力を有する個人であること
- 3 日本国内に登録されている法人
- 4 反社会的勢力（関連法令等に鑑みて、当社が反社会的勢力と認めた者を含みます。）に該当しないこと
- 5 その他、当社が勧誘対象として不適切と認める者に該当しないこと

### 取引開始基準

株式会社 coinbook（以下、「当社」といいます。）は、  
以下のとおり、利用者との間で暗号資産関連取引を開始するための基準を定め、  
以下の基準を満たす利用者とのみ取引の開始をすることができるものとします。

- 1 日本国内に居住する者であること（但し、米国国籍及び米国市民権を有さない者に限る）。
- 2 年齢が満18歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること
- 3 日本国内に登録されている法人
- 4 暗号資産取引の仕組み、暗号資産取引のリスク及び当社の暗号資産取引の特徴を理解し、取引約款、事前交付書面、及び当社の暗号資産取引ルールの内容に同意・承諾していること。
- 5 反社会的勢力（関連法令等に鑑みて、当社が反社会的勢力と認めた者を含みます。）について以下の点を誓約すること。
  - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜団体等の反社会的勢力に該当しないこと。
  - ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用

いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

- 6 マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- 7 上記 1 から 5 に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと、及びこれにより損害が生じた場合も事故の責任とすることにつき同意すること。
- 8 その他、当社が取引開始をするに不適切と認める者に該当しないこと。

以上

2021年11月18日

2022年4月27日改定

2023年3月13日改定

2023年4月5日改定

2023年11月8日改定